

知らなかった!!

事業やお店を始められるみなさまへ

消防法や各市町村条例に基づき 各種届出が必要です。

入居に伴い、新たに消防用設備等

(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等)の設置が必要となったり、防火管理や定期点検などの届出が必要となる場合があります。

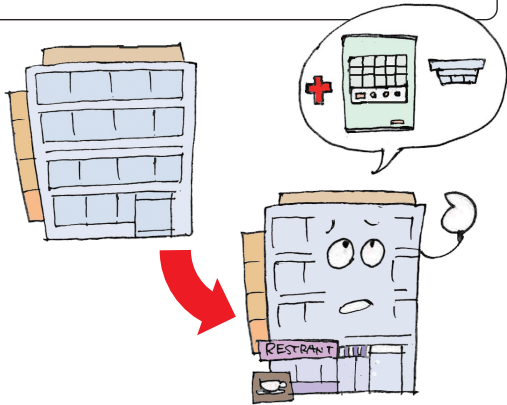
計画段階で管轄の消防機関にご相談ください。

こんなとき、新たな消防用設備等が必要に…

例1

事務所から飲食店へ変更

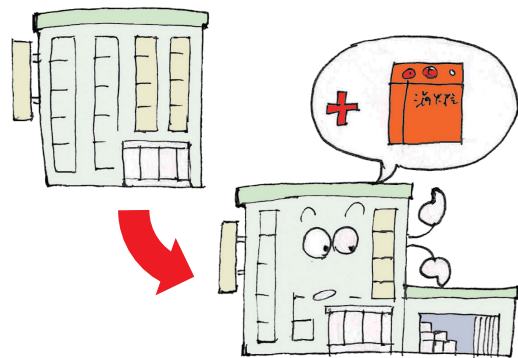
自動火災報知設備が必要に



例2

倉庫部分を増築

屋内消火栓設備が必要に



届出を怠ると消防法令違反となります。

事前に管轄消防機関へ相談・届出をしましょう!

は通じません。

消防法に違反すると

行政処分の対象に

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。
命令を行ったときは、標識の設置や公報への掲載等により
措置命令の内容などの周知を図ります。

違反建物として公表

消防用設備等の未設置など消防法令に関する重大な違反が確認された場合には、
建物名や違反の内容などを公表する場合があります。
公表は建物の利用者が自ら火災危険性に対する情報を入手して安心して利用できるよう
違反建物情報として消防機関のホームページでお知らせするものです。



罰則規定一覧



違反対象物公表制度

必要な届出書類として

事業開始前

事業開始後

☒ 防火対象物 使用開始届出書

【各市町村条例】
建物全体若しくはその一部
の使用を開始する4日前ま
でに消防機関へ届出が必
要です。

☒ 防火(防災)管理者 選任(解任)届出書

【消防法第8条(消防法第36条)】
建物内の収容人数により防
火管理者の選任が必要とな
ります。
※防火管理者を変更する場合にも
届出が必要です。

☒ 消防計画作成(変更) 届出書

【消防法第8条・消防法施行
令第3条の2】
防火管理者が必要な建物
は、法令により消防計画を
作成する義務があります。

☒ 防火対象物 (防災管理) 点検結果報告書

【消防法第8条の2の2(消
防法第36条)】
消防法で義務となる防火対
象物(防災管理対象物)は
法定点検が必要です。

☒ 工事整備対象設備等 着工届出書

【消防法第17条の14】
自動火災報知設備やスプリ
ンクラー設備等の工事を要
する設備の工事前(10日
前まで)に消防機関へ届出
が必要です。

☒ 消防用設備等 設置届出書

【消防法第17条の3の2】
消防用設備等の設置完了
後に消防機関へ届出が必要
です。

☒ 火を使用する設備等 の設置に関する 届出書

【各市町村条例】
変電設備、ボイラー等火を
使用する設備の設置工事
前に消防機関へ届出が必要
です。

☒ 消防用設備等 点検結果報告書

【消防法第17条の3の3】
消防法で義務となる消防用
設備等は法定点検が必要
です。

<管轄消防署へのお問い合わせ>

- | | |
|--|--|
| ☐ 中央消防署予防課 ☎011-215-2120
札幌市中央区南4条西10丁目 | ☐ 豊平消防署予防課 ☎011-852-2100
札幌市豊平区月寒東1条8丁目 |
| ☐ 北消防署予防課 ☎011-737-2100
札幌市北区北24条西8丁目 | ☐ 清田消防署予防課 ☎011-883-2100
札幌市清田区平岡1条1丁目 |
| ☐ 東消防署予防課 ☎011-781-2100
札幌市東区北24条東17丁目 | ☐ 南消防署予防課 ☎011-581-2100
札幌市南区真駒内上町5丁目 |
| ☐ 白石消防署予防課 ☎011-861-2100
札幌市白石区南郷通6丁目北 | ☐ 西消防署予防課 ☎011-667-2100
札幌市西区発寒10条4丁目 |
| ☐ 厚別消防署予防課 ☎011-892-2100
札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 | ☐ 手稲消防署予防課 ☎011-681-2100
札幌市手稲区手稲本町2条5丁目 |

一般財団法人
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

